

ニッコリ会・下関

ニッコリ会・下関は
「日本とコリアを結ぶ会・下関」
の略
【目的】
日本と朝鮮半島の和解と
平和を求める活動

プロフィール

ブログトップ

記事一覧

画像一覧



クワマン
プロフィール | ビグの部屋

性別：男性

ランキング

全体ブログランキング 110,013位 ↑
アラカンジャンル 1,928位 ↑

フォロー アメンバーになる

メッセージを送る

最新の記事

[不法投棄された市民へ下関市の不法行為を正しましょう](#)

[建設残土に混入したコンクリートくずは産業廃棄物？ 下関市のごまかし回答の裏の不法行為](#)

[下関市廃棄物対策課 コンクリートくずは産廃物か？答えられず](#)

[再開FW第1回 関釜連絡船と旧下関駅](#)

[ユ・フンシク・ラザロ枢機卿に希望託す](#)

[廃棄物不法投棄の訴えを無視し続ける下関市～ガス会社への付度か](#)

[2022年 関東大震災朝鮮人虐殺関連 国際学術シンポジウムに参加して](#)

[イタリアを歩き主権者市民の権力制御を構想](#)

[アルプスを越えてイタリアに行く](#)

[アルプス越え始まる](#)

[一覧を見る](#)
[画像一覧を見る](#)

テーマ

[ブログ \(444 \)](#)

[刑事告訴するしかない市による精神病院強制 \(13 \)](#)

[金山さんのたたかいに連帯を \(不法投棄原状 \(49 \)](#)

[山口朝鮮学校とともに \(17 \)](#)

[近代史を学ぶ \(7 \)](#)

[上関原発を建てさせない下関連絡会 \(9 \)](#)

[関東大震災大虐殺事件 \(28 \)](#)

[生命脱核シルクロード巡礼 \(270 \)](#)

[日韓在日市民の連帯 \(10 \)](#)

[一覧を見る](#)

[<不法投棄された市民へ…](#)

[下関市廃棄物対策課 … >](#)

建設残土に混入したコンクリートくずは産業廃棄物？ 下関市のごまかし回答の裏の不法行為

2023-03-27 23:53:38

テーマ：金山さんのたたかいに連帯を (不法投棄原状 >

第4回公開質問状への回答について2月15日、金山三郎さんと池上弁護士、そして三名の市議と市民らが環境部廃棄物対策課を訪れてのやり取りについてようやくテープ起こしを終え、ご報告が遅くなりました。なお、この件につきまして明治学院大学の熊本一規名誉教授のブログに詳しくご紹介をいただきましたので併せてお読みください。
www.kumamoto84.sakura.ne.jp/Kuroi/Kuroi.html

市の回答は前の当ブログ (2023-2-16) (第4回公開質問状回答) のとおりで大変なごまかしが浮き彫りとなりました。

1. 質問1にあるように

「本件残土に混入したコンクリートくず等は廃掃法上の「産業廃棄物」に当たるのではないか」に対して

「令和4年5月25日付下廃第882号でお答えしたとおり、本件残土に混入しているコンクリートくず等については、それらが廃棄されたものであるならば、廃掃法上の廃棄物となる可能性があります。本件残土を廃棄物とは判断できないということは、これまでも繰り返しお伝えしているところです。したがって、本件残土については廃掃法に基づく対応はできないものと考えております。」と回答しています。

① 質問1は「コンクリートくず等が廃掃法上の産業廃棄物に該当するかどうか」を聞いているにもかかわらず、答えは「本件残土を廃棄物とは判断できない」と回答しているのであって、質問にまともに答えていません。

また「それらが廃棄されたものであるならば、廃掃法上の廃棄物となる可能性があります」とありますがコンクリートくずは廃棄されなくても廃棄物であることは廃掃法施行令第2条第7号からも明らかで、下関市廃棄物対策課に置いてある「建設現場従事者のための産業廃棄物等取扱ルール」(公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 大成出版社)のp7にも明示されています。

次へ

前へ

コメントする

コメント (0)

記事一覧

上に戻る



12 13 14 15 16 17 18
19 20 21 22 23 24 25
26 27 28 29 30 31

月別

[2023年03月 \(2\)](#)

[2023年02月 \(1\)](#)

[2022年10月 \(1\)](#)

[2022年09月 \(3\)](#)

[2022年08月 \(2\)](#)

[2022年07月 \(2\)](#)

[2022年06月 \(2\)](#)

[2022年04月 \(1\)](#)

[2022年03月 \(3\)](#)

[2022年02月 \(33\)](#)

[2022年01月 \(30\)](#)

[2021年12月 \(4\)](#)

[2021年11月 \(3\)](#)

[2021年10月 \(1\)](#)

[2021年09月 \(4\)](#)

[2021年08月 \(3\)](#)

[2021年07月 \(2\)](#)

[2021年06月 \(2\)](#)

[2021年05月 \(4\)](#)

[2021年04月 \(3\)](#)

[2021年03月 \(3\)](#)

[2021年02月 \(8\)](#)

[2021年01月 \(4\)](#)

[2020年12月 \(3\)](#)

[2020年11月 \(5\)](#)

[2020年10月 \(5\)](#)

[2020年09月 \(4\)](#)

[2020年08月 \(2\)](#)

[2020年07月 \(8\)](#)

[2020年06月 \(2\)](#)

[2020年05月 \(5\)](#)

[2020年04月 \(8\)](#)

[2020年03月 \(7\)](#)

[2020年02月 \(34\)](#)

[2020年01月 \(35\)](#)

[2019年12月 \(9\)](#)

[2019年11月 \(6\)](#)

[2019年10月 \(2\)](#)

[2019年09月 \(10\)](#)

[2019年08月 \(23\)](#)

[2019年07月 \(13\)](#)

[2019年06月 \(4\)](#)

[2019年05月 \(5\)](#)

[2019年04月 \(5\)](#)

[2019年03月 \(5\)](#)

[2019年02月 \(29\)](#)

[2019年01月 \(32\)](#)

[2018年12月 \(12\)](#)

[2018年11月 \(2\)](#)

[2018年10月 \(2\)](#)

[2018年09月 \(2\)](#)

[2018年08月 \(8\)](#)

[2018年07月 \(3\)](#)

[2018年05月 \(1\)](#)

[2018年04月 \(5\)](#)

種類	具体的な例
1. 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物等の各種焼却かす
2. 汚泥	有機性汚泥：製紙スラッジ、下水汚泥、活性汚泥、糊かす、うるしかす、など 無機性汚泥：凝集沈殿汚泥、めっき汚泥、ベントナイト泥、碎石スラッジ、など
3. 廃油	潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油などの廃油類、廃溶剤、タールピッチなど、鉱物性油及び動植物性油脂のすべての廃油類
4. 廃酸	廃硫酸、廃塩酸、廃写真現像液など、すべての酸性の廃液
5. 廃アルカリ	廃金属せっけん液、廃写真現像液など、すべてのアルカリ性の廃液
6. 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなど合成高分子系化合物の固形状および液状のすべての廃プラスチック類
7. 紙くず	建設業（工作物の新築、改築または除去により生じたもの）、製紙業、パルプ・紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生じた紙くず
8. 木くず	建設業（工作物の新築、改築または除去により生じたもの）、木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業から生じた木くず、貨物の流通のために使用したパレットに係る木くず
9. 繊維くず	建設業（工作物の新築、改築または除去により生じたもの）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）から生じた天然繊維くずが含まれるもの
10. 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業で原料として使用した動植物性残さ（魚や獣のあら、醸造かす、発酵かすなど）
11. 動物系固形不要物	と畜場および食鳥処理場で家畜の解体等により生じた固形状の不要物
12. ゴムくず	天然ゴムくず（合成ゴムくずは、廃プラスチック類）
13. 金属くず	鉄鋼または非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
14. ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず	ガラス類、製品の製造過程等で生じるコンクリートくず、陶磁器くず、廃石膏ボードなど
15. 鉱さい	高炉、平炉などの残さい（スラグ）、キューボラのノロ、ボタ、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす、鋳物廃砂、など
16. がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（ <u>アスコンがれき</u> ）
17. 動物のふん尿	畜産農業から生じた牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとりなどのふん尿
18. 動物の死体	畜産農業から生じた牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとりなどの死体
19. ばいじん	ばい煙発生施設等で発生したばいじん、集じん施設により集められたもの
20. 上記の廃棄物を処分するために処理したものの	上記1～19の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記1～19に該当しないもの（汚泥のコンクリート固化物など）

【質問コーナー】

●事業系ごみとは？

○上表（産業廃棄物の種類と品目例）のとおり、産業廃棄物のなかには木く

7

② 次に「廃棄されたものなら廃棄物となる可能性がある」とありますが、これは廃掃法における廃棄物の定義には全く規定されていません。

廃棄物の定義は「この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、（中略）汚泥その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のものをいう。」（廃掃法第2条要約）とされ、「廃棄されたら」という要件はどこにもありません。市は法律にないことを定義づけ公文書回答しています。これは法の逸脱であり、職権濫用に当たるとはならないでしょうか。

2. 下関市は質問の2～5（前ブログ参照）まですべて1の答えにならぬ回答を根拠にしており、すべて不適正な回答となります。

① もしもコンクリートくず等が産業廃棄物ならば、その処分や保管について廃掃法12条1項、2項、同法施行令6条、同法施行規則8条（産業廃棄物保管基準）等に基づき、また一般廃棄物であれば廃掃法施行令第3条1のり、(1)(2)に基づいた対応が必要となります。ところが

次へ

前へ

コメント

コメント

(0)

記事一覧

上に戻る

[2017年10月 \(31\)](#)[2017年09月 \(37\)](#)[2017年08月 \(36\)](#)[2017年07月 \(34\)](#)[2017年06月 \(42\)](#)[2017年05月 \(11\)](#)[2017年04月 \(1\)](#)[2017年03月 \(2\)](#)[2017年02月 \(1\)](#)[2017年01月 \(2\)](#)[2016年12月 \(5\)](#)[2016年09月 \(1\)](#)[2016年08月 \(3\)](#)[2016年07月 \(1\)](#)[2016年06月 \(1\)](#)[2016年04月 \(2\)](#)[2016年03月 \(1\)](#)[2016年02月 \(4\)](#)[2016年01月 \(1\)](#)[2015年12月 \(2\)](#)[2015年11月 \(4\)](#)[2015年10月 \(4\)](#)[2015年09月 \(4\)](#)[2015年08月 \(5\)](#)[2015年07月 \(6\)](#)[2015年06月 \(3\)](#)[2015年05月 \(5\)](#)[2015年04月 \(9\)](#)[2014年11月 \(5\)](#)[2014年10月 \(2\)](#)[一覧を見る](#)

このブログのフォロワー

フォロワー: 35 人

[omotitotokkuさん](#)[お餅と叫 \(トック\) の間に生きる人達 \(アメ...](#)[mohhieさん](#)[カオリンの能天気100%、ははのんきだね](#)[yuhaeng-6021さん](#)[yuhaeng-6021のブログ](#)[puni519さん](#)[プニちゃんに言わせて!](#)[ringokoringo2さん](#)[天使の父のブログ](#)[一覧を見る](#)

フォロー

フォローすると、このブログの更新情報が届きます。

お気に入りブログ

[yuhaeng-6021さん](#)[yuhaeng-6021のブログ](#)[yamada-masahikoさん](#)[山田正彦 オフィシャルブログ Powered by A...](#)[fukachinaさん](#)[中国情報ジャーナル ディープな香港・中国...](#)[ringokoringo2さん](#)[天使の父のブログ](#)[mongdangjさん](#)

が確認できたが残工部材を廃棄物と認定することは難しいと思つ。」とあり(別紙の下から4行目~3行目)、市は当初から廃棄物があることは把握していたことは明らかです。

○ 氏所有の土地の確認について

平成21年5月15日(金)に氏が建設残土と廃棄物を混ぜて捨てられた旨を主張する土地の現地確認を行いましたので、概要を報告します。

1 立ち会い者

(土地所有者)、廃棄物対策課 萬松、山本、戸田、青木

2 氏の主張について

次のような主張がなされました。

- (1) エンボの運転手に聞いたところ、1日当たり8車×8往復で35日間の持ち込みがされた。
- (2) 老星工業に何の仕事させたのかをシモケンに確認中
- (3) 放置された産業廃棄物は不法投棄されたものである。
- (4) 建設残土と産業廃棄物が混じっている場合は、全体で産業廃棄物になると解釈している。
- (5) 残土については、廃棄物を混入するという「加工」を行っており、自然物ではないと思う。
- (6) 山になった残土の表面に廃棄物が放置されており、掘れば廃棄物が出ると思う。
- (7) 自分は素人なので、調査する能力がない。プロである市、警察が調べて指導、立件してくれればと思う。

3 市の回答について

前項の主張に対し、次のように回答しました。

まず、不法投棄に当たるかとのことだが、捨てる意思をもって廃棄物を捨てるのが不法投棄に当たり、この事例では、残土に混じってしまった可能性もあると思う。なお、不法投棄での立件は、警察が行うので、最寄りの警察に問い合わせしてほしい。

次に、建設残土と産業廃棄物が混じったものについては、国や県にも問い合わせたが、一概に判断できる基準はなく、事例ごとの判断となっている。このたび、現地確認したところ、建設残土及び廃棄物があることは確認できたが、残土部分を廃棄物と認定するのは難しいと思う。

最後に、シモケンへの指導の件だが、この廃棄物が本当にシモケンが元請となった工事から出てきたものかわからず、根拠なしに指導することは難しい。

[次へ](#)[前へ](#)[コメント](#)[する](#)[コメント](#)[\(0\)](#)[記事一覧](#)[上に戻る](#)

RSS
※著作権についてのご注意



平成21年5月15日に下関市が撮影したコンクリートくず等

4. そうであるならば下関市はその法的権限に基づき廃棄物を持ち込んだ者を調査し、その責任のある者に撤去させるため、警察とも連携して適正に処分、保管するよう改善命令（廃掃法19条の3）や措置命令（同法19条の4）をすべきだったのです。ところが下関市は被害者に対して放置されたものに廃掃法の適用はできないとして放置したものです。



公園にテーブルデッキ等の不法投棄が行われ、報せを受けて市廃棄物対策課の処置

5. 「何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない」（廃掃法16条）のであって産業廃棄物も一般廃棄物もその処理、保管基準が定められており、それに反する不法投棄については「5年以下の懲役、1千万円以下の罰金」が科せられます。（廃掃法25条）

6. 金山氏はU氏との借付契約期限の切れる前の平成21年4月2日に最寄りの小串警察署に不法

次へ
前へ
コメントする
コメント(0)
記事一覧
上に戻る



年4月に下関市に工地の借り受けを申し出、契約書も交わさないうまま、同年5月から産業廃棄物を含む建築資材を搬入して放置したため、市より資材の撤去を指示され問題となっていた時期でもありました。市は同一人物による悪質な連続不法投棄事件と知りながら、黒井不法投棄事件をもみ消したのです。

8. 下関市が被害を受けた事件はようやく市が平成22年8月25日にこの実体のない(旬)膳家(既に平成21年12月に解散)に対して資材の撤去、本件土地部分の原状回復を求め提訴し、同年9月1日、山口地裁下関支部は市勝訴としましたが、U氏夫婦への訴えを取り下げましたので、全面的に市が原状回復責任を負い当該市有地を3000万円で売却し、時価額から約4000万円の損害を受けたのです。

なお、U氏は同じ頃、市内清末町でも同様の手口で残土等の不法投棄を起こしていました。

9. 下関市は黒井の事件に関して金山氏の被害の訴えから当然にU氏と残土等を運び込んだI社、元請けS社等を調べ、運び込まれた残土等が金山氏の土地を侵奪(不動産侵奪罪第235条の2)し全面的に使えず、土砂崩れを起こして事務所を損壊させたことや混入した廃棄物が保管基準(法12条3項)に反して放置されていること(法16条違反)から廃棄物の不法投棄事件として警察とも連携して原状回復させるべく適正な処理や必要な措置を講ずるよう努めなければならなかった。(「改善命令」法19条の3)、(「措置命令」法19条の5等)

また同時に犯罪行為が行われていることを知った公務員の告発義務を定めた刑法239条第2項も履行していません。

10. 廃棄物を管理監督する権限を有する下関市はどのように不法投棄被害者の訴えを握りつぶしています。住民の福祉の増進のために法に基づいて仕事をすべき行政が産業廃棄物の不法投棄や不動産侵奪、詐欺という犯罪行為が行われていることが明らかでありながら改善命令も措置命令も出さず告発も行わずに被害者の苦しみを14年間も放置しているのです。

そうしてこの日の回答のように被害者市民に対して

「建設残土に混入したコンクリートくず等は産業廃棄物ではないのか」にすらまともに答えられず、「廃棄物は廃棄されたら廃棄物になる可能性がある」と法的根拠のない根拠でごまかそうという公開公文書回答を行っています。

犯罪行為に苦しめられている一人の黒井不法投棄被害者の問題を引き続き市への公開質問状で問いただし広く全国に知らせて行きたいと思います。

よろしく願いいたします。

【関連】

民事訴訟結果：金山三郎氏はこの間二つの裁判を闘いました。一つは契約者U氏、持ち込んできた業者、元請け業者、もう一つは発注者等に対する原状回復訴訟でした。その結果、本「産業廃棄物不法投棄事件」の被害者であること、騙したU氏が責任を取るようにとの確定判決を受けています。しかし、U氏は行方不明(計画的犯罪)で問題解決することができていません。また発注者や下関市等を刑事告訴し、下関警察署は不受理でしたが、検察庁下関支部が受理し、現在事情聴取が行われています。

2023-3-28

#廃棄物 #不法投棄 #下関

次へ

前へ

コメントする

コメント (0)

記事一覧

😊 いいね

💬 コメントする

🔄 リブログする

上に戻る



フォロー

同じテーマ「金山さんのたたかいに連帯を（不法投棄原状）」の記事

不法投棄された市民へ下関市の不法行為を正しましょう
2023-03-28 1

下関市廃棄物対策課 コンクリートくずは産廃物か？答えられず
2023-02-16 4

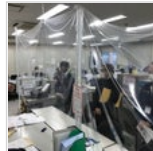
廃棄物不法投棄の訴えを無視し続ける下関市～ガス会社への忖度か
2022-09-16 2

[もっと見る >>](#)

最近の画像つき記事 [もっと見る >>](#)



不法投棄された市民…
昨日



下関市廃棄物対策課…
2023-02-16



再開FW第1回 関釜…
2022-10-23

[◀ 不法投棄された市民へ…](#)

[下関市廃棄物対策課 … >](#)

コメント

[\[コメント記入欄を表示 \]](#)

💬 コメントする

[◀ 不法投棄された市民へ…](#)

[下関市廃棄物対策課 … >](#)

[ブログトップ](#)

[記事一覧](#)

[画像一覧](#)

[次へ](#)

[前へ](#)

コメント
する

コメント
(0)

[記事一覧](#)

[上に戻る](#)



Ameba人気のブログ

[次へ](#)

[前へ](#)

[コメント
する](#)

[コメント
\(0\)](#)

[記事一覧](#)

[上に戻る](#)



[次へ](#)

[前へ](#)

[コメント
する](#)

[コメント
\(0\)](#)

[記事一覧](#)

[上に戻る](#)